

資料2－2

22総合第1046号
平成22年10月21日

食料・農業・農村政策審議会
会長 熊倉 功夫 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

中央卸売市場開設区域の変更について（諮問）

このことについて、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第7条第1項の規定に基づき指定する中央卸売市場開設区域を別紙のとおり変更したいので、同条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別紙

中央卸売市場開設区域の変更

次の中央卸売市場開設区域については、地方卸売市場への転換に合わせて、指定を解除する。

中央卸売市場	開設区域
甲府市中央卸売市場	甲府市
富山市中央卸売市場	富山市

注1：秋田市中央卸売市場については、花き部が中央卸売市場として存続するため、開設区域の指定は解除しない。

注2：平成23年4月1日付け（予定）で変更